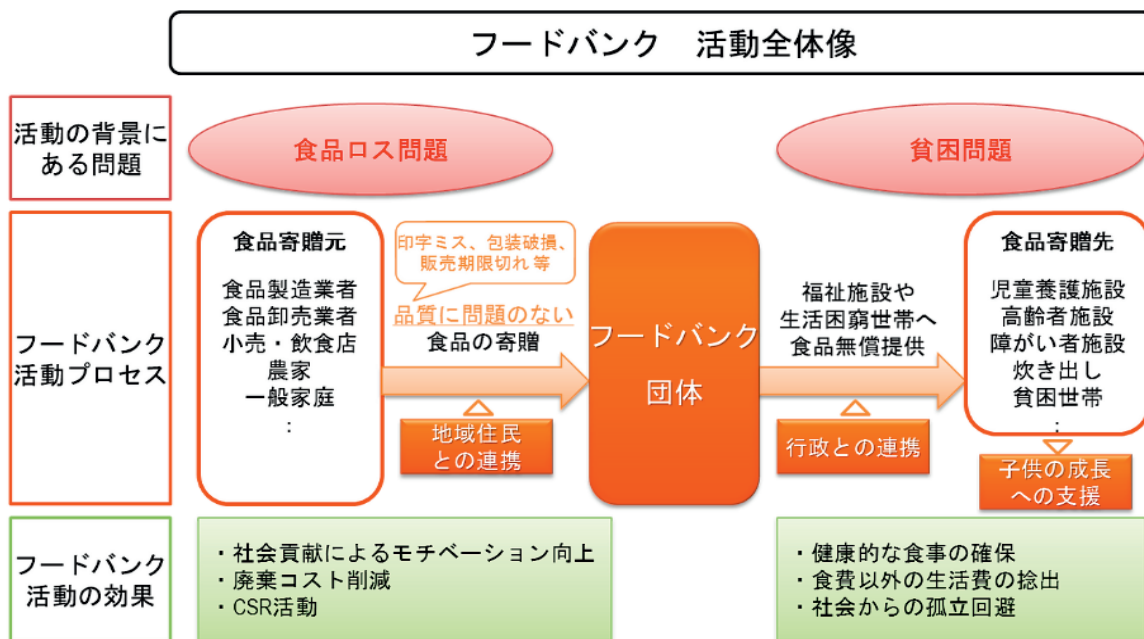


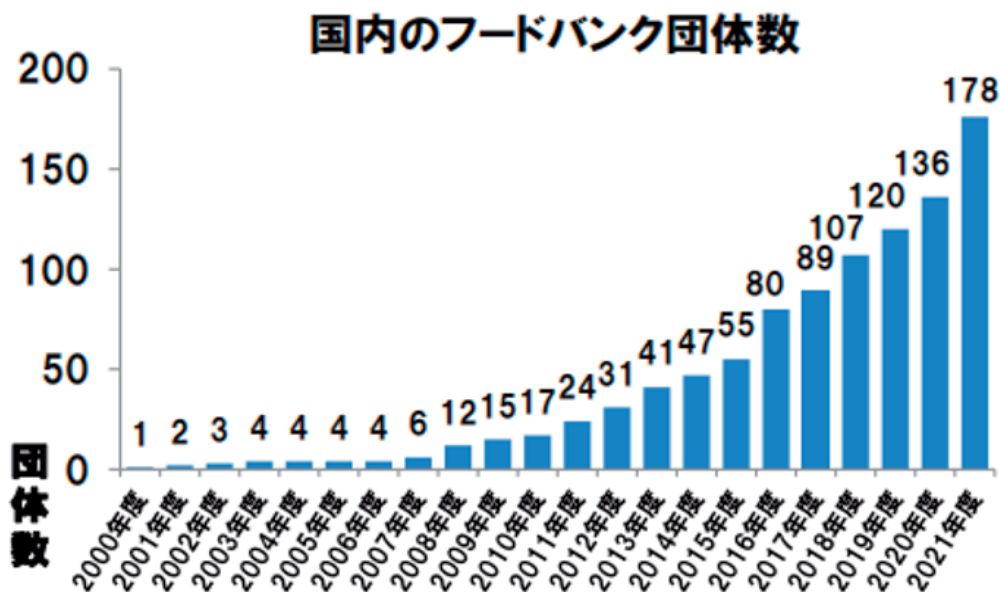
## 5. フードバンク活動等の状況

### 5-1 フードバンク活動等の状況

「一般社団法人全国フードバンク推進協議会」によると「フードバンク活動」とは「安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動」と示されているが、近年、多くの企業では上記の食品に限らず通常の流通食品を含めて社会貢献として食品寄付を行っている。フードバンクは、アメリカでは 1967 年に開始され、日本でも 2000 年以降設立され始め、農林水産省が把握する団体は 2022 年 10 月末時点では 215 団体とされている。



出典：(一社) 全国フードバンク推進協議会ホームページ <https://www.fb-kyougikai.net/foodbank>

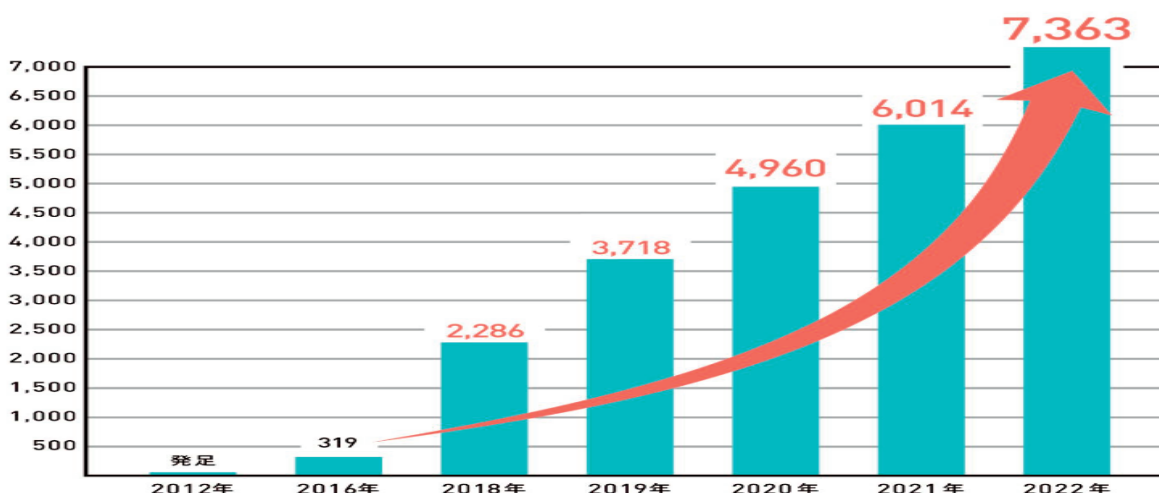


資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」（平成31年度調査）等

出典：農林水産省 [https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokusan/recycle/R4\\_1/index.html](https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokusan/recycle/R4_1/index.html)

一方で食品寄贈先の一つとして近年急激に増加している施設が「こども食堂」だが、全国的に運営のサポートを行っている「認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」では「こども食堂」は生活困窮のためだけでなく「居場所」としての存在意義があることに注目し「こども食堂が全国のどこにでもあり、みんなが安心して行ける場所となるよう環境を整える活動」を行っている。

同センターの調査によると2018年度以降年々増加を続け、2023年2月に公表された速報値では7,363か所のこども食堂が活動している。

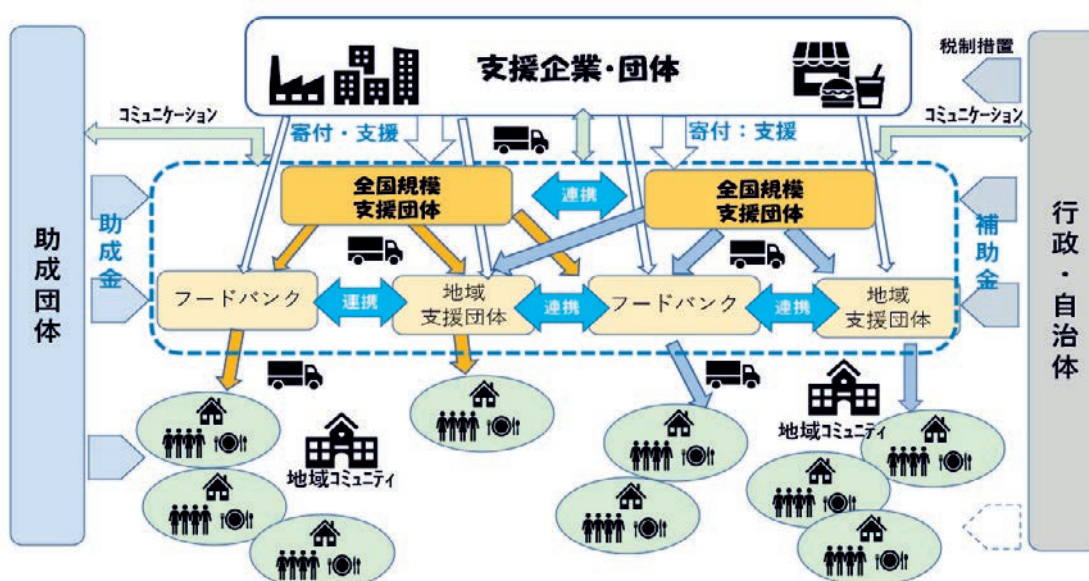


2018年以降は認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ、および地域ネットワーク団体調べ、2016年は朝日新聞調べ

出典：2018年以降は認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ、および地域ネットワーク団体調べ、2016年は朝日新聞調べ

支援先の各地の施設が増加し、地域での中間支援団体であるフードバンクも増加する中で、寄付や支援を偏りなく速やかに配分することが必要となったことから、全国規模の支援団体間の連携や中間支援団体・自治体との連携による情報共有化や配送機能の拡充がより求められるようになってきている。

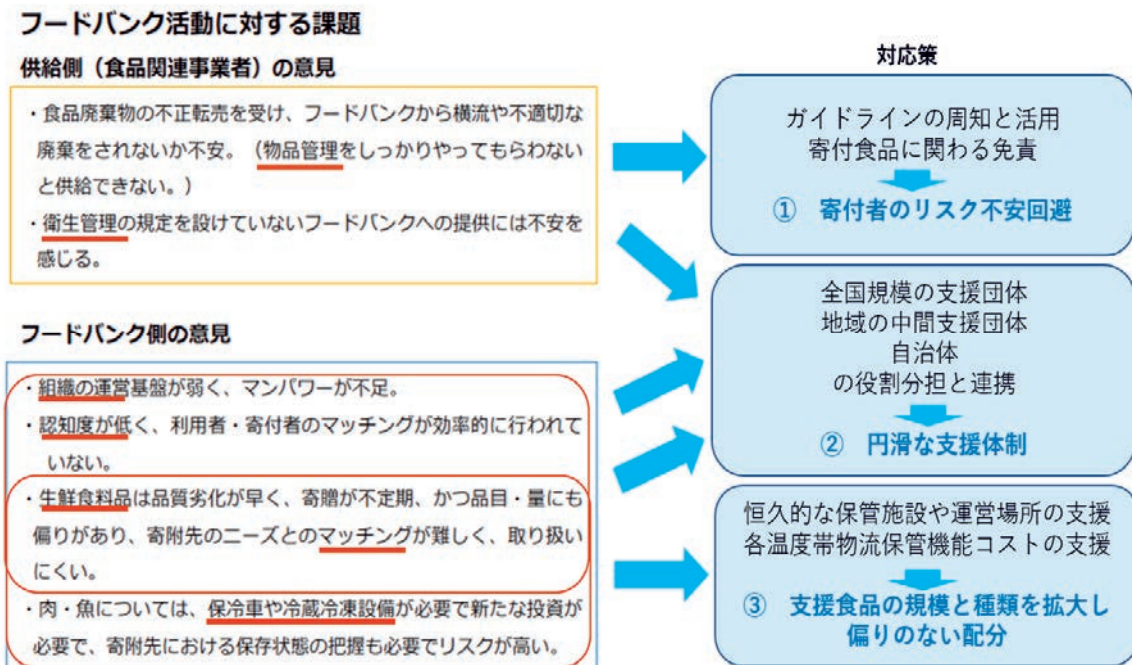
また、地域の自治体と中間支援団体の連携や地域コミュニティの活性化が欠かせない。



出典：食品産業センター作成

## 5-2 フードバンク活動の課題と対策

国内でのフードバンク活動等が活発化してはいますが、食品の寄付量は農林水産省の推計では多く見積もっても年間1万トンで、英国3.3万トン、オーストラリア4.8万トンと比較して少ない。食品寄付の拡大には下記のような供給者側、フードバンク側の課題への対策が必要となる。



出典：農林水産省資料を元に食品産業センターで作成

### 課題① 寄付者のリスク不安回避

過去に発生した食品廃棄物の不正転売事件から寄付後の食品の取り扱いに不安があり、衛生管理の実態が見えないことから寄付食品による衛生事故等が起きないか不安がある。

#### <対策1> 合意書の締結やガイドラインの周知

- ・農林水産省の「手引き」合意書の例や管理手順の例が示されている。  
⇒ [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/foodbank.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html)
- ・「手引書」をわかりやすく解説したガイドラインの作成事例も見られる。  
⇒ <https://www.pref.osaka.lg.jp/ryutai/foodloss/foodbanku.html>

#### <対策2> 寄付食品に関わる免責（未実現）

- ・海外の事例にある寄付食品に関する免責制度は日本には無い。
- ・自治体などでフードバンクの紹介があるが「保障」することはなく、事故発生時の対応は当事者間とされる。

○対策1の合意書締結やガイドラインを遵守している団体を通じて寄付側の条件と受取側の要望の調整を行うことになるが、その際に全国規模の支援団体からの情報も参考にされたい。

### 課題② 円滑な支援体制

平成31年度（令和元年度）に農林水産省が行ったフードバンク実態調査によると、スタッフ人数が10名以下の団体が約5割、有給スタッフがいない団体が約5割を占めている。

また、パンや日配品、冷凍冷蔵食品の受け入れができていない団体は5割未満となっており、多くの団体が「活動費・人員の不足」「食品の種類・量の不足」「冷凍冷蔵食品の保管配送手段の不足」の課題を抱えている。

#### <対策1> 全国規模の団体、中間支援団体、自治体等の連携

- ・「3. 事例紹介」に挙げたように全国規模の支援団体と地域の中間支援団体の連携や自治体との連携も見られるが地域によって整備状況に差異があり優良事例の展開や支援が求められる。
- ・フードバンク活動等の周知広報はいまだ不足しており拡充が求められる。

#### <対策2> 資金・設備面の補助拡充

- ・これまでも補助や助成は実施されているが、対象や用途が限定され必要な資源を確保できていない。
- ・制度の存在の周知の不足や申請手続きの煩雑があり、手続きの簡素化や対象の見直しが求められる。

### 課題③ 食品寄付の規模や種類の拡大と適切な配分

賞味期限が一定期間残っていることや常温食品に限定するなど、保管や配送の理由から対象とする寄付食品に制約がある団体が多く、食品寄付だけでなく保管施設や配送機能の支援も求められる。一方、農産物の規格外や加工食品での規格外品の寄付には追加で発生するコスト負担があることから寄付対象になり難い事情が見受けられる。

#### <対策1> 冷蔵冷凍食品を含む保管・配送機能への支援

- ・「事例紹介②」に挙げた全国食支援活動協力会では地域間とともに広域での寄付食品の分配や配送を目指した仕組みの構築に取り組んでいる。  
⇒ <https://mow.jp/mow-ls/index.html>
- ・これまでの補助事業では一時的な保管費用や運送経費の補助であり恒久的な設備取得は対象とならないため、同様の補助事業を継続するほか、設備取得の補助も検討が求められる。

#### <対策2> フードバンク活動等の経済的自立（未実現）

- ・現状は寄付やボランティア、補助事業等の支援で成り立っているが、直近で寄付が集まりにくくなっているなど経済状況に左右されるため、活動が経済的に自立できるための支援の検討も必要と思われる。

※ 5 - 3 に支援活動団体を紹介するが、

4. 業種ごとの状況 に掲載した事例

8 - 2 ⑤ 「フードバンク・子ども食堂等活動の情報交換会」資料も参照されたい。

## 一般社団法人全国フードバンク推進協議会 の概要



一般社団法人全国フードバンク推進協議会

<https://www.fb-kyougikai.net/>



全国フードバンク推進協議会は、全国各地のフードバンク団体の活動支援や、フードバンク団体の新規立ち上げ支援、政策提言活動をおこなうことで、フードバンク活動を普及推進し、食品ロス削減・子どもの貧困問題解決を目指すために2015年11月に設立、2018年2月には一般社団法人格を取得。

- 海外では活発に行われているフードバンク活動ですが、日本ではまだ実績も少なく、活動を活発化させるための法の整備も追いついていません。そこで、全国フードバンク推進協議会では関係省庁への政策提言、フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究事業を行っています。
- 日本国内のフードバンクの認知度や信頼性を高めるため、フードドライブキャンペーンや、企業とのマッチングに向けての広報活動などを行っています。
- フードバンクを立ち上げたいが、どうしたらいいかわからない。また、立ち上げたあとについての不安の声をよく聞きます。そのため、フードバンク団体への情報提供、コンサルティング、研修会の開催、新設団体立ち上げ支援を行い、フードバンク団体の活動をサポートをします。
- 全国のフードバンク団体との情報を共有し、企業とマッチングを行ううえでの窓口となることで、食品や活動資金、知的財産等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配を行っています。
- 全国フードバンク推進協議会では、休眠預金を活用し、資金分配団体として現場のフードバンク団体に対する資金助成を行っています。

## 一般社団法人富山県食品産業協会 の取組



富山県食品産業協会

<https://toyama-shokusan.com/foodbank>



### ○食品業界における課題

富山県内で発生する食品ロスの半分が、事業所から発生しており、その有効利用が推進されています。廃棄されている食品の中には、安全に食べられるのに①残存賞味期限が短い、②保管・配送条件が厳しい、③発生量が不安定、など様々な理由で、フードバンク活動に提供されていない食品があります。

### ○受取側における課題

子ども食堂、社会福祉施設、フードパントリー等は、それぞれ地域に密着した活動を通じて、食品・食事を提供しています。食品の受取りに関しては、各団体ごとに、保管方法などの条件があります。

### フードバンク活動コーディネーター 【食品産業協会】

食品の提供側



食品メーカーなど

マッチング

- 食品提供の働きかけ
- 受取団体の確保
- 提供可能食品の情報提供
- 提供事業者とのマッチング
- 合意形成、調整、補助
- 食品の配送・引取り
- 食品の寄付に関する相談

食品の受取側



フードパントリー

(一社)富山県食品産業協会では、富山県の委託を受け、県内食品業界から排出される食品ロスのゼロを目標に令和3年4月よりフードバンク活動コーディネーターを配置し、地域と密着したフードバンク活動の拡大に取り組んでいます。

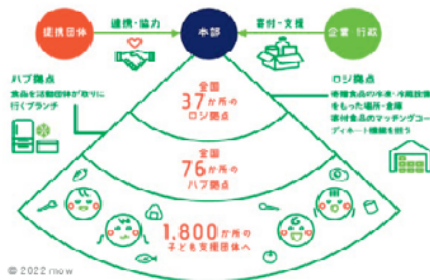
- ①物流のマッチングに向けた支援
  - ・HPを活用した食品企業からの提供可能食品情報の発信
  - ・食品提供事業者や受取団体の確保
  - ・提供側と受取側のマッチング（配送方法、保管状態などの合意を調整）
- ②食品の受け渡しに向けた支援
  - ・食品衛生法に適合した取り扱いに係る助言
  - ・税制優遇措置に関する助言や支援（合意書、記録簿作成など）

## 一般社団法人全国食支援活動協力会 の概要

### 「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」(通称MOWLS)

子どもから高齢者まで、全国の子ども食堂等「居場所」に集う  
すべての人が食事を得られる環境づくり

<https://mow.jp/>



✓ まとめて納品・荷受けすることで  
寄贈時の配送費と調整負担  
を軽減

✓ 寄贈時のあんぜん・あんしん  
を担保する仕組み

本年7月から物流と保管の課題解決を  
目指し「MOWLS 物流支援プロジェクト」を  
有志メンバーで立ち上げ



こども食堂サポート施設設置事業(2019~2022)  
食の物流ネットワーク整備プロジェクト(2020~2023)

全国食支援活動協力会は、独り暮らし高齢者のための配食活動や会食会を運営する団体による日豪シンポジウム(1985)をきっかけに連絡組織として設立。全国各地で食支援活動を展開する市民活動団体の自主性と相互扶助を尊重し、活動団体のサポートを通してあらゆる世代の豊かな食環境の整備をめざす。

2020年からは子どもから高齢者まで、すべての人に子ども食堂等食の居場所を通して食品を届ける「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム (MOWLS)」を開始。あわせて各地の地域課題の解決ため、省庁・自治体・議会・企業・中間支援団体など多様な機関との連携を推進する。

本年7月からは北海道～沖縄まで、全国に寄贈食品を届けるうえで「物流」と「保管」が全国的に課題になっていることから、「MOWLS 物流支援プロジェクト」を有志メンバー(物流事業者5社、食品メーカー1社、システム会社1社、分野専門家1名)とともに立ち上げ。物流事業者や食品企業との連携を強化することで食の循環を促進し、各地域の食のプラットフォームが充実することを目指している。

<各地域のネットワークによる全国への食糧支援の  
取組として農水省HPに掲載いただいています>

全国食支援活動協力会



## NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ の概要

<https://musubie.org/>



子ども食堂を通じて、誰も取りこぼされない社会をつくるというビジョンを掲げ、子ども食堂が「地域共生社会」の核となる存在に発展することを目的に活動している。

地域ネットワーク団体の立上げ・運営支援を行い子ども食堂の普及を図る他、企業等からの寄付仲介などを行い、子ども食堂の運営強化と認知拡大を図る。

また、全国唯一の箇所数調査等の調査研究事業も行なっている。それらを通じて、すべての地域住民が子ども食堂のような地域の居場所にアクセスできる状態の実現を目指す。

<2021年度実績>

- ・2021年5月認定NPO法人として認定
- ・2021年12月「全国箇所数調査及び第1回全国子ども食堂実態調査」記者発表
- ・資金支援 のべ796団体に総額2億7,000万円助成  
(むすびえ・子ども食堂基金、マルエツ・むすびえ基金mini、休眠預金事業等)
- ・物資支援 のべ12,503団体に対し物資仲介 7億6,000万円相当(売価換算)

<2022年度>

- ・子ども食堂10周年 #みんなで食べるとおいしいね 全国ワークショップ展開中

## 6 今後の課題と可能性

### 6-1 これまでの施策の成果

2000年（平成12年）に制定された「循環型社会形成推進基本法」に続き2001年（平成13年）には食品関連事業者を対象とした「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が施行された。天然資源の消費抑制と環境負荷低減の理念が浸透するにともない廃棄物の発生抑制とリサイクル率の向上に事業者は取り組むこととなり、その成果は前出の通り食品廃棄物等の発生量ならびに食品ロス量の年々の減少と高いサイクル率の維持として明確に表れている。

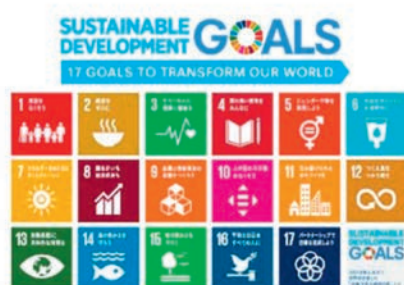
また、2015年（平成27年）の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択され、ターゲット12に食料の損失・廃棄の削減が目標として定められたことを受け、2019年（令和元年）に食品リサイクル法の基本方針に「食品ロスの削減」が明記されるとともに「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称「食品ロス削減推進法」）が新たに制定され、食品廃棄物等および食品ロスの削減が推進されることになった。

#### 食品ロスに関する国際的な関心の高まり

- ✓ 2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定。

#### ■ 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（平成27年9月）

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標（17のゴールと169のターゲット）27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。



#### ターゲット12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

#### ターゲット12.5

2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

出典：農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（令和5年1月）

食品ロス削減については、環境省、農林水産省、消費者庁が連携して様々な施策を実施することで事業者と一般消費者双方への情報発信と啓発が進んだと思われる。2020年（令和2年）は新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、家庭系食品ロス・事業系食品ロスともに推計を開始した2012年（平成24年）以降最小値となったことは事実である。

近年では各種報道や学校教育でSDGsに関連する内容が取り上げられ、認知度の高まりと購買行動の変化も現れ始めている。また、食品ロス削減に資する新しい技術やサービスとして「需要予測」や未利用食品の「アップサイクル」や「シェアリングサービス」などが上梓されてきている。さらに一部の事業者ではこれまで規格外として廃棄していた製品を「規格外商品」と明示して販売する動きもあり、事業者、消費者のさらなる意識変革が期待されるところである。

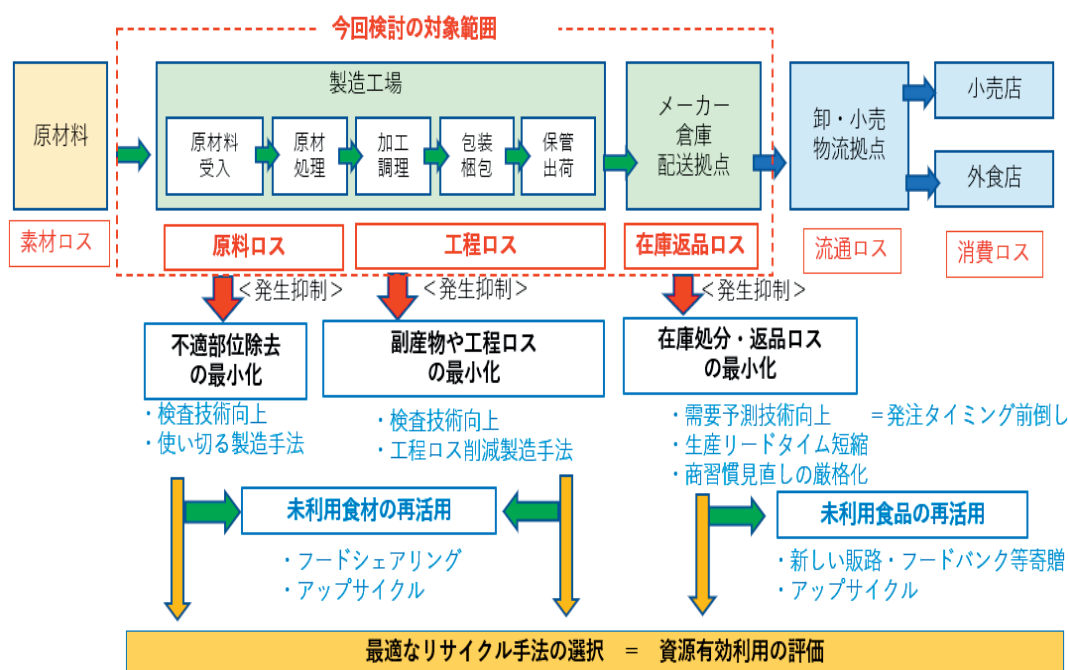
## 6-2 今後の課題と可能性

### ① 食品廃棄物等および食品ロス削減の施策について

継続的に成果を上げるためには食品ロス削減の取組みと経済効果が両立することが要件となるが、現時点では両立する事例はまだ少ないと思われる。つまり、未利用食品を再利用するために処理あるいは加工するコストと見合う販売価格が設定できていなかったり、高額な加工設備は購入することができないなどの事情で廃棄せざるを得ない場合が多くあると思われる。また、商習慣見直しについても多くの事業者が賛同参画するようになってきているが、実態としては直前の発注変更や欠品に対するペナルティや、厳しい納品期限や返品は多く残っていると思われる。

一方で、このことは食品廃棄物や食品ロスを削減する余地がまだ多く残っていることを表してもいる。今回の調査においても、事業者間で工程ロスの発生状況や未出荷や返品の発生状況は異なり、今後の施策としては、工程ロスの発生が少ない事業者の発生抑制事例や新しい技術によるアップサイクルや他の商品原料などへの活用事例について幅広く情報発信し同様の取組みの展開を図るための支援が必要と考える。また、未出荷品（在庫過多など）や返品の削減については、商習慣の実情を把握し個別の課題を見出す施策が必要と思われる。さらに需要予測の技術や冷凍・解凍技術などによる生産リードタイムの短縮や発注タイミングの前倒しは見込み生産の削減として可能性があり、このような技術の導入事例については前出の工程ロス削減の支援と同様に必要と考える。

以下に、各段階でのロス削減の可能性を示す。



食品産業センターで作成

#### <原料ロス削減>

- ・検査技術向上 ⇒ 課題) AIを活用する等検査精度向上、ピンポイントでの除去
- ・副産物等を発生させない製法 ⇒ 課題) 品質向上、コスト低減

#### <工程ロス削減>

- ・検査技術向上 ⇒ 課題) AIを活用する等検査精度向上、ピンポイントでの除去
- ・工程ロス削減製法 ⇒ 課題) 既存技術の導入費用軽減、新技術検証支援



<在庫・返品ロス削減>

- ・需要予測技術向上 ⇒ 課題) 導入効果検証、導入費用軽減
- ・生産リードタイム短縮 ⇒ 課題) 品質向上、コスト低減

<未利用食材・未利用食品等の再活用>

- ・フードシェアリング・新しい販路 ⇒ 課題) 品質保証やブランド棄損への懸念
- ・フードバンク等への寄贈 ⇒ 課題) 冷蔵冷凍食品への対応力不足、配送コスト負担
- ・アップサイクル ⇒ 課題) 追加コストに見合う価格設定、需要の安定化

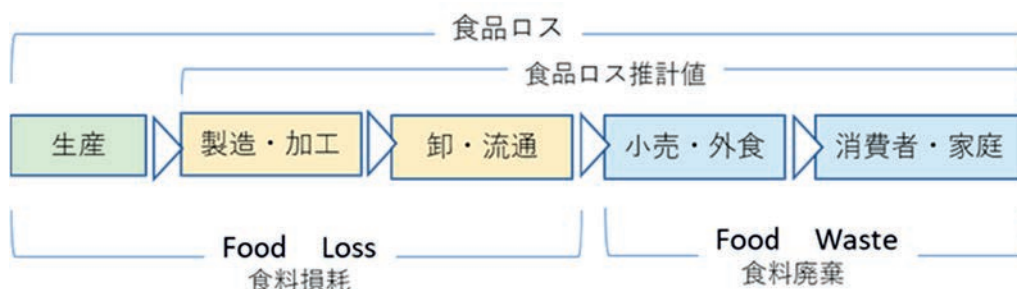
本報告書「4. 業種ごとの状況」に掲載の事例および「8. 展示会およびセミナー資料」に掲載の事例も参考いただきたい。

## ② 実態把握調査について

実態把握調査について食品リサイクル法に基づく「定期報告」は大変有効な調査となっており、3年ごとに行われている「食品産業リサイクル状況等調査（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）」は食品ロスの推計に使用される重要な調査であるが、製造業、卸・小売業、外食業を個別の状況に応じた設問に変更することおよび「可食部」の定義設定をさらに明確化することが必要と思われる。可能であれば食品リサイクル法に基づく「定期報告」に食品ロス推計に要する項目を追加することにより毎年の情報収集と情報量を獲得することができれば、改善に対する試行と検証を短いサイクルで実現できるのではないだろうか。

また、食品廃棄物等の「等」にあたる「有価物」については需要側からの評価で「価値あるもの」とみなされた結果であり有料で引き取られるものと区別された評価がされるべきではないだろうか。世界資源研究所（WRI）では環境負荷の観点から「食用」「飼料」「工業製品化」をアップサイクルとして「肥料」その他のリサイクルと区別して評価している。食用に生産された製品の廃棄抑制はすべてのサプライチェーンで最大限努力することは当然必要であるが、製造工程で発生せざるを得ない副産物については無理やり食用に転換するだけでなく「飼料」「肥料」として資源活用の視点で経済効率も含めて評価したうえで対応が選択されてしかるべきではないだろうか。

食品ロスの定義は「本来食べられるのに捨てられる食品」とされており、対象範囲としては1次産業での生産物は除外され食品製造業から消費段階のサプライチェーンからの発生となっている。一方、国連食糧農業機関（FAO）の定義では「人の消費に当てることのできる食料がサプライチェーンの様々な段階で失われ、量が減少すること」とされており、生産から流通までの間のロスを「食料損耗（Food Loss）」、小売～消費までの間でのロスを「食料廃棄（Food Waste）」としている。SDGsの目標12.3は「小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させる」であり、FAOで定義する「Food Waste」を対象としている。我が国では対象を製造・卸流通まで拡大し半減目標を定めている。



食品産業センターで作成

小売から消費段階の食品のうち食品ロスとなるものの多くはそのまま食することができる状態の食品であるが、製造工程で発生する食品ロスの多くは副産物が占めており、そのまま食用に供することは困難であるという違いを考慮する必要があることから「食品ロス」という定義について、より分かりやすい区分や表現ができないだろうか。

### ③ 今後に向けて

上述の通り、食品廃棄物や食品ロスの削減についてはこれまで取り組まれてきた対策事例をさらに展開することや新しい技術の導入により、今まで実現できなかった削減が実現できるようになる可能性を持っており、そのためにも情報の共有・周知がまずは必要と思われる。また、新しい試みを行う場合の参考となる具体的な数値情報を伴う導入事例情報が少なく、情報公開を前提とした実証試験の実施も求めたいところである。

持続可能な社会の実現への機運は高まっており様々な取り組みや試みが進められているが、持続可能であるためには経済合理性が伴うことが必要であることから、投入コストに見合う付加価値が認められる市場の形成が前提となる。一方で価格高騰に対して安価な商品を求める消費者の要望は当然あり、安全性が担保される前提で未利用食品等を提供販売できる新しい販路が確立されることも有効な手段の一つと言えそうである。また、同様に安全性担保への懸念や配送コストの負担からフードバンク等への食品寄贈に至らない未利用食品も存在しており、従来から実施されている支援の継続とともに提供側が安心して寄贈できる仕組みや配送システムの構築が求められている。

本報告書では対象業種での食品廃棄物や食品ロスの発生状況とともに収集した削減対策の事例を紹介したが、同一業種の事例に限らず他業種を含めて参照いただき、実効性のある手段や取り組みを検討していただく一助になれば幸いである。